

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

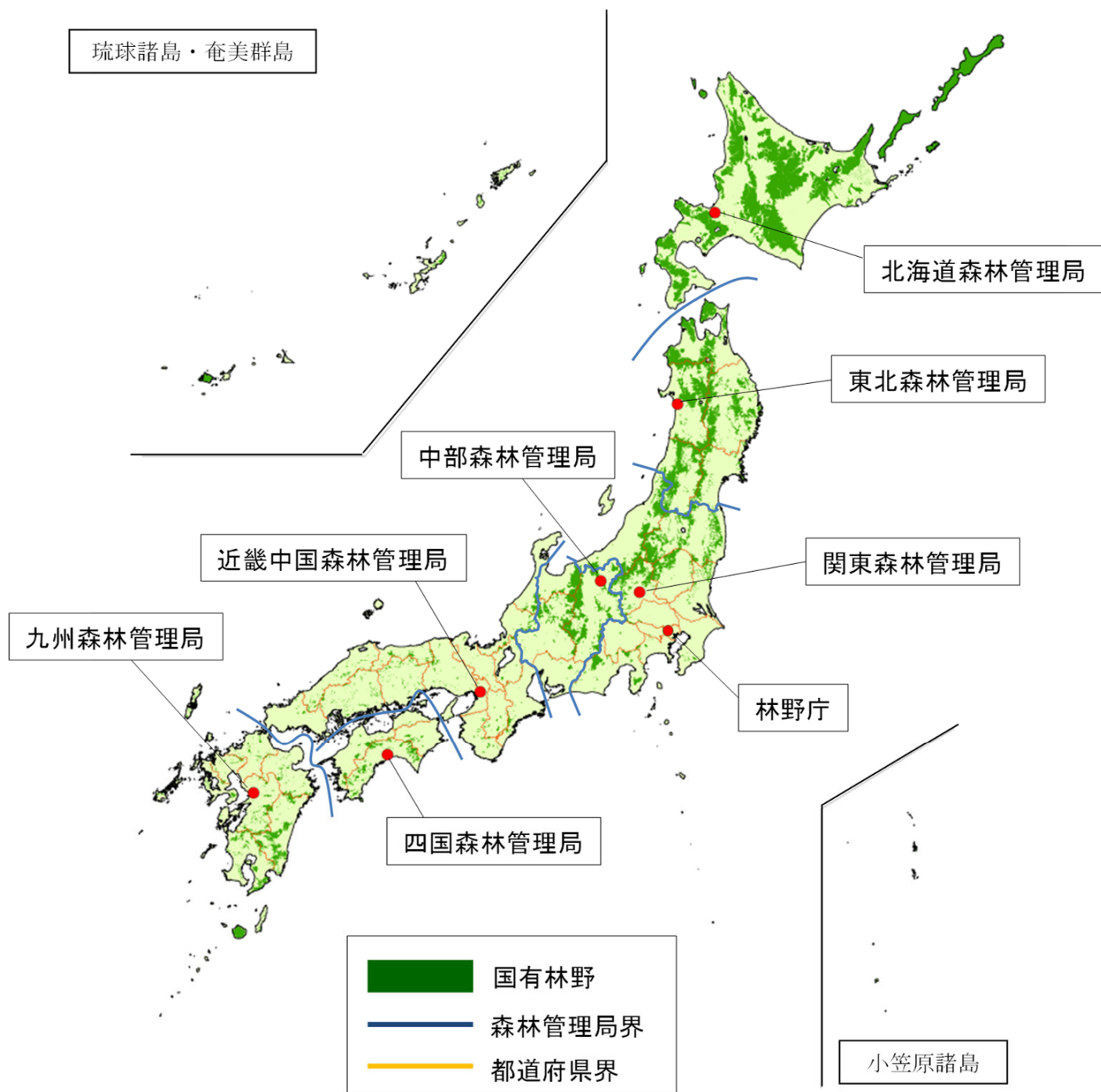
① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進

国有林野は、奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に広く所在しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養^{かん}タイプ」の5つの機能類型に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切かつ効率的な森林施業等を実施しています。これにより、国土の保全や地球温暖化防止、花粉発生源対策等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定※」や「SDGs(持続可能な開発目標)※」といった国際的な動向にも適切に対応しています。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図— 1 国有林野の分布



表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万 m³、国有林率%)

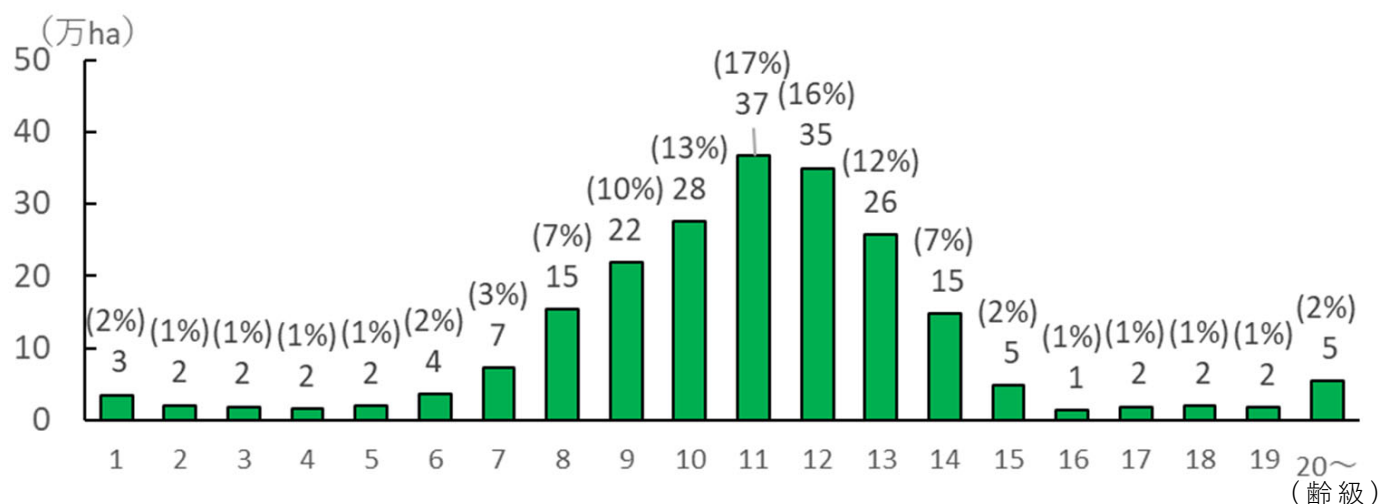
森林管理局		合計				(参考) 国有林率
			人工林	天然林	その他	
面積	北海道	307	65	221	20	54.9
	東北	165	55	102	8	44.1
	関東	118	33	74	11	29.1
	中部	65	18	38	9	27.1
	近畿中国	31	13	17	1	6.6
	四国	18	12	6	0	13.8
	九州	53	27	25	2	19.2
	合計	758	223	482	53	30.3
蓄積		1,268	524	743	1	23.3

注１：面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在の数値である。

２：国有林率は、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日現在の森林法第 2 条第 1 項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林の割合である。

３：計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



注１：国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在の数値である。

２：齢級とは、森林の林齢を 5 年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を「1 齢級」、6～10 年生を「2 齢級」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の 考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 167 万 ha (22%)	山地災害防止及び土 壌保全機能の発揮を 第一とすべき森林	根や表土の保全、下 層植生の発達した森 林の維持
自然維持タイプ 174 万 ha (23%)	原生的な森林生態系 や希少な生物の生 育・生息する森林 等、属地的な生物多 様性保全機能の発揮 を第一とすべき森林	良好な自然環境を保 持する森林、希少な 生物の生育・生息に適 した森林の維持
森林空間利用タイプ 43 万 ha (6%)	保健、レクリエーシ ョン、文化機能の発 揮を第一とすべき森 林	保健・文化・教育的利 用の形態に応じた多 様な森林の維持・造 成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の 機能の発揮を第一とす べき森林	汚染物質の高い吸着 能力、抵抗性がある 樹種から構成される 森林の維持
水源涵養 ^{かん} タイプ 374 万 ha (49%)	水源の涵養 ^{かん} の機能の 発揮を第一とすべき 森林	人工林の間伐 [*] や伐期 の長期化、広葉樹の 導入による育成複層 林 [*] への誘導等を推進 し、森林資源の有効 活用にも配慮

注１：面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 7
(2025)年 3 月 31 日現在の数値である。

２：国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外(約 5 千 ha)を含む。

３：木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給
体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

国有林における森林整備

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/seibi.html



事例 1 育成複層林施業を普及するための現地検討会の開催 (四国森林管理局 徳島森林管理署)



- ・ 徳島県^{みよし}三好市 栗枝渡^{くりしど}国有林
- ・ (左) 育成複層林施業箇所(縦方向伐区)(令和 6(2024)年 11 月)
- ・ (右) 現地検討会の様子(令和 6(2024)年 11 月)

各森林管理局では、公益的機能の発揮に向けて、育成複層林への誘導に先導的に取り組んでいます。こうした取組を民有林にも広めていくためには、地方公共団体や林業事業体など民有林関係者に、その効果や特徴等をより理解してもらうことが重要です。

このため、徳島森林管理署では、地方公共団体や林業事業体を対象とした、育成複層林への誘導方法や伐採区域設定の考え方についての現地検討会を開催しました。

本検討会には、徳島県や三好市、林業事業体等から 51 名が参加し、帯状の伐採区域を傾斜方向に対して縦と横に配置した施業箇所を比較しながら、育成複層林施業に適した地形や施業効率を踏まえた伐採区域の設定方法について意見交換を行いました。参加者からは、「作業効率は、現地条件を踏まえて評価することが必要」、「林地傾斜等の現地の状況に合わせて設定することが重要」などの意見がありました。

同署では、今後とも、国有林において育成複層林への誘導を推進するとともに、現地検討会等を通じて民有林への育成複層林施業の普及に取り組んでいきます。

事例 2 都市近郊での花粉発生源対策の推進

(関東森林管理局 千葉森林管理事務所)



- ・ 千葉県富津市 鬼汨山国有林
- ・ (左) 伐採跡地への花粉の少ない苗木の植栽(令和6(2024)年11月)
- ・ (右) 伐採・植栽箇所位置図

林野庁では、多くの国民を悩ませている花粉症の解決に向けて、花粉症に関する関係閣僚会議で策定された「花粉症対策の全体像」に基づき、民有林と連携して、スギ人工林の伐採・植替えを集中的に実施する区域を設定し、花粉発生源対策を進めています。

関東森林管理局千葉森林管理事務所では、同区域に設定した千葉県富津市内の鬼汨山国有林において、令和6(2024)年度にスギ人工林4.91haを伐採し、伐採跡地にはすべて花粉の少ない苗木※を植栽しました。

同局では、苗木生産者と連携して花粉の少ない苗木の生産拡大・導入に努めてきました。令和6(2024)年度には、同局管内で植栽したスギ苗木のうち、83%が花粉の少ない苗木となっています。今後もスギ人工林の伐採・植替えを計画的に実行し、花粉発生源対策に取り組んでいきます。

② 治山対策の推進

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の 91% に当たる 687 万 ha が水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っているほか、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水※」に国土交通省はじめ関係省庁等と連携して取り組んでいます。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに把握するため、ヘリコプターやドローン等を活用した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなる MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)の派遣を行っており、その一環として、各森林管理局の技術者を「山地災害対策緊急展開チーム」として被災地へ派遣していま

す。令和 6 (2024) 年 1 月の令和 6 年能登半島地震及び同年 9 月の豪雨で被害が発生した際には、延べ約 410 人の技術者を派遣しました。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) との協定に基づく陸域観測技術衛星による緊急観測データ等の活用や、林野庁で開発した、通信エリア圏外でも調査した被災状況を位置情報とともに記録し共有することができるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

表－３ 保安林の現況

(単位：万 ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	928	566 (61)
土砂流出防備	263	107 (41)
土砂崩壊防備	6	2 (32)
その他の保安林	109	47 (44)
合計 [延面積]	1,306	723 (56)
[実面積]	1,230	687 (55)

注 1：令和 7 (2025) 年 3 月末現在の数値である。

2：国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3：() 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。

4：「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5：計の不一致は、四捨五入による。

事例 3 治山事業でのドローンによる資材運搬の効率化

(四国森林管理局 嶺北森林管理署)



- ・徳島県^{みよし}三好市 民有林直轄治山事業箇所
- ・(左)現地検討会の様子(令和 6(2024)年 4 月)
- ・(右)資材を運ぶ大型ドローン(令和 6(2024)年 4 月)

山地災害からの復旧工事は、急峻な箇所での工事が多く、作業員の安全確保や省力化が重要です。

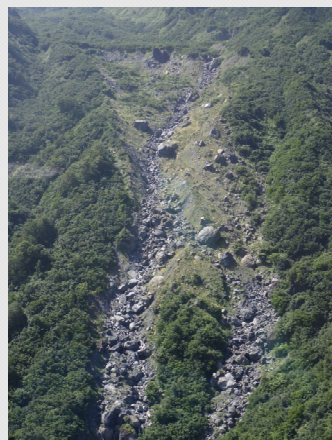
嶺北森林管理署は、平成 30 年 7 月豪雨により被災した徳島県・高知県にまたがる吉野川上流地区民有林直轄治山事業において、効率化や安全性向上を目的として、受注者と共同で現場吹付法杵工[※]の資材運搬に大型ドローン(最大積載量 40 kg)を試行的に活用するとともに、活用の効果や課題を検証するための現地検討会を開催しました。

この検討会には、国土交通省、地方公共団体、事業体等から 67 名の職員が参加し、高低差 90m の作業現場上方への工事資材運搬や、資材を吊り上げた際の機体の揺れを抑制するスイングコントロール機能の実演を見学して、その有効性や安全性を確認することができました。参加者からは、「自動で運搬できることや設定した位置との誤差がわずか数センチであることに驚いた」、「山腹斜面は障害物があることが多いため、吊荷の受け取り箇所付近の整備が課題」などの感想や意見が寄せられました。

同署では、引き続き関係機関と連携し、ドローン等を活用した作業の効率化や安全性向上に取り組んでいきます。

事例 4 白濁水発生を抑えるための復旧治山事業

(関東森林管理局 上越森林管理署)



- ・新潟県糸魚川市 長トガ国有林
- ・(左)災害発生当時(令和元(2019)年6月)
(右)治山事業実施後(令和6(2024)年9月)

- ・新潟県糸魚川市 長トガ国有林
- ・ヘリコプターによる航空実播工(じっぽん)
(令和5(2023)年8月)

令和元(2019)年6月、新潟県小滝川上流の国有林で大規模な山腹崩壊が発生しました。また、崩壊に伴い、下流の姫川で白濁が発生し、農業用水の取水停止、水力発電の操業停止、漁獲量の減少など、地域の産業に大きな影響を与えました。

上越森林管理署では、白濁の発生を抑制するため、植生回復等の復旧治山事業を継続的に実施しています。

この崩壊地は、奥地で陸路による交通手段がないことから、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度に、ヘリコプターを活用し、崩壊地に種子や肥料を散布する航空実播工を実施しました。なお、崩壊地周辺は中部山岳国立公園の特別地域に指定されており、特に生物多様性に配慮する必要があることから、散布する種子には下流域に自生する在来種を使用しました。

現地調査や航空レーザ測量により効果を検証した結果、下流への土砂の流出が抑制され、着実に植生回復が図られていることが確認できました。また、地元の関係者からは、白濁水の発生が沈静化したという感謝の声も伝えられています。

同署では、今後も復旧工事を継続し、更なる植生の定着を促すこととしています。

③ 路網整備の推進

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、施業の計画や林地保全等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道※を含む。以下同じ。）と森林作業道を適切に組み合わせた路網※の整備を行っており、基幹的な役割を果たす林道については、令和6（2024）年度末で13,525路線、総延長46,275kmとなりました。

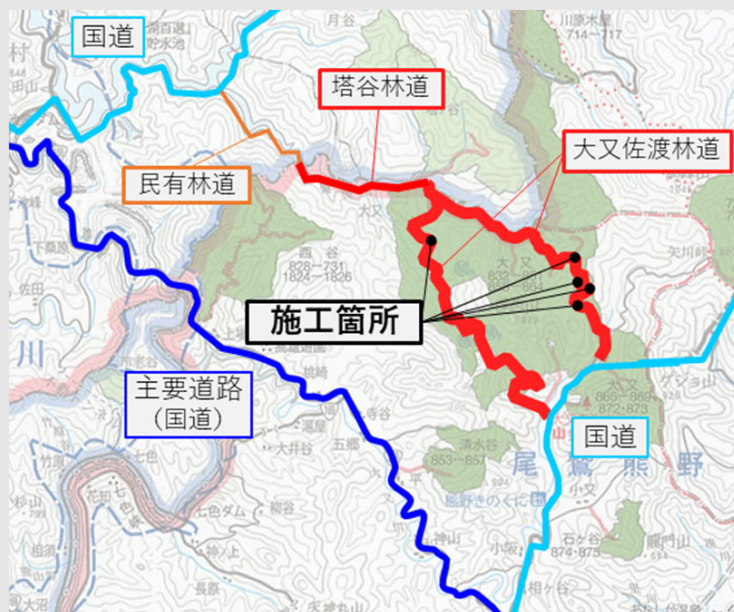
路網の整備に当たっては、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化、長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応しています。また、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 5 災害時に代替路として活用可能な林道の整備

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署)



・ 三重県^{くまの}熊野市 ^{おおまた}大又国有林

・ (左) 改良工事を実施した林道(上：改良前 下：改良後)(令和 5 年(2023)年 12 月)
(右) 位置図

三重森林管理署が管理する大又佐渡林道は、急峻な山地に隔てられた 2 路線の国道を接続する林道の一つであり、国道が災害等により被災し、通行止めとなった場合には、国道の代替路として活用することが想定されますが、路面に荒廃が見られる箇所や排水機能が不十分な箇所があり、車両通行時の安全性が十分に確保できていない状況でした。

当該林道は、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線であることから、令和 5(2023)年度から令和 6(2024)年度にかけて、路面や排水施設の整備等の改良工事を実施しました。

本改良工事により、車両がより安全に通行可能となったことで、林道沿線の森林整備が効率的に実施できるようになり、あわせて、林道の防災機能も強化されました。

引き続き、森林整備の効率化と防災機能の強化に向けて、林道の整備を実施していくこととしています。

イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、地球温暖化対策計画※に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用の取組を推進することで中長期的な森林吸収量の確保を図ることに加え、他資材から木材への転換を進めることにより、森林・林業分野による 2050 年ネット・ゼロ実現への貢献を総合的に目指すこととしています。

国有林野事業においても、森林吸収量の確保・強化に向けて、間伐等の森林整備や木材利用の推進を図るとともに、成長の旺盛なエリートツリー等による若い森林の造成に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理等を行っており、令和 6 (2024) 年度には、国有林野事業で約 8.4 万 ha の間伐を実施しました。

また、木材は炭素を長期的に貯蔵し、製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的低く、二酸化炭素排出削減に寄与することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事において木材利用の推進に取り組んでいます。

さらに、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画※等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理等にも取り組んでいます。

地球温暖化対策の推進

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ondanka_taisaku.html



表－４ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
更新※ (ha)	人工造林※	8,893	9,472	10,348
	天然更新※	1,338	892	912
保育※ (ha)	下刈り※	47,005	41,441	30,792
	つる切※、 除伐※	7,735	5,642	5,460
間伐(万 ha)		9.3	8.5	8.4

注 1：分収造林における実績を含む。

2：間伐(万 ha)は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－５ 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
林道事業	4,592	3,671	2,122
治山事業	17,967	15,572	17,131
計	22,559	19,243	19,253

参考：令和 6 (2024) 年度に使用した木材・木製品には、約 3.0 千 t の炭素(約 11.1 千 t 分の二酸化炭素：全てスギを使用したと仮定)が蓄えられている。

事例 6 CLT パネルを活用した庁舎新築工事

(関東森林管理局)



- ・新潟県^{さんじょう}三条市 ^{ちゅうえつ}中越森林管理署 ^{もりまち}森町森林事務所
- ・(左) 事務所内の様子(令和 6(2024)年 10 月)
- ・(右) 新庁舎の全景(令和 6(2024)年 10 月)

農林水産省では、都市^{まち}の木造化推進法(通称)に基づく農林水産省木材利用推進計画において、庁舎等の施設については、原則として全て木造化・内装等の木質化を図ることとしています。

関東森林管理局では、老朽化していた中越森林管理署森町森林事務所の建替えに当たって、地元新潟県で生産されたスギ材を含む国産材を使用しました。

木材の利用推進に向けた展示効果を高める観点から、来庁者が CLT^{*}等の木材を直接見て、木の良さを感じることができるよう、CLT パネルなど建築部材の一部について、壁紙などの内装材で覆わない「現し」としました。

また、木材利用が地球温暖化防止に寄与することを普及するため、同庁舎で使用された木材に貯蔵される炭素量を算定^{*}し、ウェブサイトで公表しています。

同局では、引き続き建築物への木材利用を進めるとともに、木材利用の事例を地域の関係者に紹介するなど、木材利用の意義を普及していきます。

^{*}建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン(林野庁)に基づき算定。なお建築物による炭素貯蔵量は 11.2t-CO₂ と算定。

木材(CLT)の積極的活用：関東森林管理局

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/20230215CLT.html>



ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、昆明・モントリオール生物多様性枠組[※]を踏まえ、生物多様性国家戦略2023-2030[※]や気候変動適応計画[※]に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに、多様な森林^{もり}づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林[※]化、複層林化、長伐期化[※]や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、人工林の中の天然広葉樹の積極的な保残、猛禽類の生息環境の改善を図るための伐採、溪流沿いや尾根筋等の森林の保護樹帯等としての保全などに取り組んでいます。

また、地域の環境保全に関心が高い住民やNPO[※]等と連携し、荒廃した植生の復元活動、高山植物の盗採掘の防止や希少な野生生物を保護するための巡視、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

さらに、環境行政と連携して、国有林野の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行う取組も進めており、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画[※]」や「自然再生事業実施計画[※]」、「生態系維持回復事業計画[※]」等を策定して対策に取り組んでいます。

そのほかにも、昆明・モントリオール生物多様性枠組に掲げられた2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」の達成に向けては、保護林の新設・区域拡張のほか、企業による森林^{もり}づくり活動へのフィールド提供等に取り組んでいます。

事例 7 人工林における生物多様性保全への配慮

(九州森林管理局 大分森林管理署)



- ・ 大分県^{ぶんご}豊後大野市^{おおの}
くまがたに 熊ヶ谷^{くまがたに} 国有林
- ・ 施業実施箇所
(令和5(2023)
年12月)

令和4(2022)年12月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国でも「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」が策定されるなど、生物多様性保全をめぐる機運が高まる中、国有林野事業では、生物多様性保全に配慮した森林施業を推進しています。

大分森林管理署では、スギ人工林の主伐に当たり、多様な樹種からなる森林への誘導を図るため、伐採予定区域に確認された広葉樹を可能な限り保残することとしました。

また、溪流周辺の森林においては、林地保全や溪流の生物の生息環境の維持に配慮し、降雨時に伐採箇所から溪流への土砂流出を抑えるため、地域管理経営計画に基づき、概ね50m幅の保護樹帯を設定することとしました。

令和6(2024)年度には、施業実施後の植生モニタリング調査を実施し、天然更新箇所で良好な下層植生の生育が確認できました。

引き続き、人工林において、生物多様性保全に配慮した森林施業に取り組んでいきます。

生物多様性の保全

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/index.html



(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしています。

ア 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進しています。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用するなど新たな手法を取り入れた効率的な森林管理・木材生産の実証等に取り組んでいます。

また、これらの取組に当たり、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して、主に主伐・再造林等の施業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めることとしています。

なお、こうした成果については、現地検討会やウェブサイトでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組んでいます。

加えて、自ら事業を発注し、全国で多数の事業実績を分析できる特性を活かしつつ、より実践的な取組として、コンテナ苗*等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム*」を実施するとともに、工程管理の導入・改善等の生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る「生産性向上プログラム」等を推進しています。

表－６ 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区 分	令和４（２０２２）年度	令和５（２０２３）年度	令和６（２０２４）年度
実施回数（回）	241	244	211
延べ参加人数（名）	7,458	7,750	7,177
うち民有林関係者（名）	3,393	3,599	3,369

注１：各年度に、森林管理局・署が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

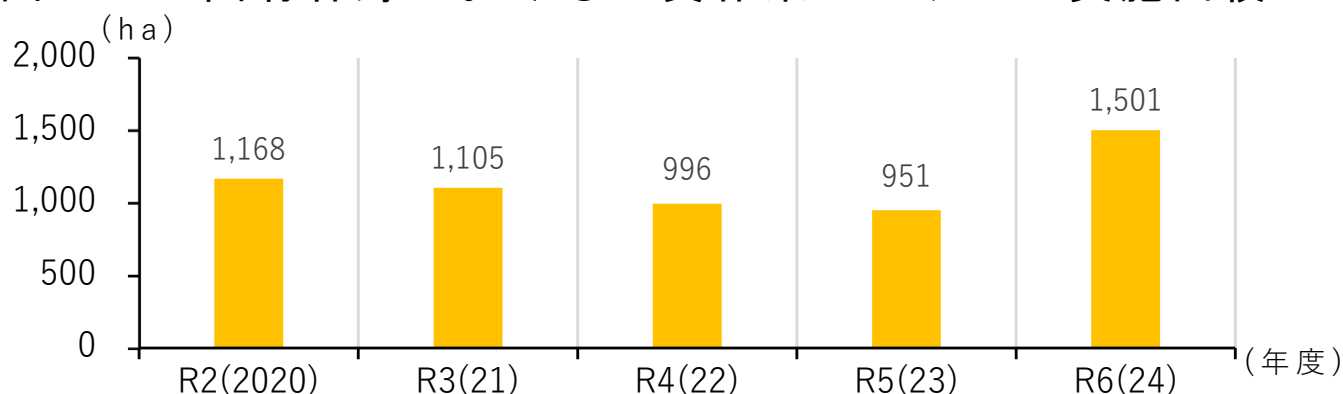
２：民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

表－７ 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18（７局）	10（５局）	28
森林管理署	9（４局 9 署）	21（３局 15 署）	30
計	27	31	58

注：令和７（２０２５）年３月末現在の数値である。

図－３ 国有林野における一貫作業システムの実施面積



事例 8 スギ特定苗木の安定需給協定の締結による生産拡大支援 (九州森林管理局)



- ・ 熊本県熊本市 九州森林管理局
- ・ 「スギ特定苗木の安定需給協定」締結式
(令和 6(2024)年 11 月)

- ・ 熊本県^{ひとよし}人吉市 ^{にしゅうら}西浦国有林
- ・ 協定対象となる指定採取源
(令和 6(2024)年 8 月)

伐採後の再造林が課題となる中、造林の省力化・低コスト化に向けては、成長等が優れた苗木(特定苗木※)の活用が効果的です。一方、苗木生産者にとって、特定苗木の生産拡大には、種子・穂木※の確保や需要の拡大が重要となります。

九州森林管理局では、スギ特定苗木の安定的な確保及び九州各地における生産拡大の支援を目的として、令和 6(2024)年 11 月に苗木生産者 3 者と「スギ特定苗木の安定需給協定」を締結しました。

この協定では、熊本県から指定採取源*として登録された国有林内の造林地において、特定母樹の穂木を協定締結者である熊本県内外の苗木生産者が採取・購入し、当該穂木から特定苗木を生産することとしています。この協定に基づき、苗木生産者は、特定母樹の穂木の入手や苗木の生産拡大を図ることが可能となります。

同局では、引き続き協定を通じた安定的な需給体制の構築に努めるとともに、特定苗木の活用拡大による造林の省力化・低コスト化に取り組んでいくこととしています。

*優良な苗木を安定的に生産するために、国や都道府県が指定する特に優れた遺伝的特性を持つ親木(母樹)や林分。なお、特定苗木による造林地の採取指定は、国有林で初の事例である。

事例 9 林地保全に配慮した簡易架線作業システム導入の推進 (東北森林管理局 三陸北部森林管理署)



- 岩手県宮古市 早池峯山国有林
- (左) 現地検討会の様子(令和 6(2024)年 9 月)
- (右) 高性能搬器(リフトライナー)による集材作業(令和 6(2024)年 9 月)

現在、丸太の搬出の多くは、森林内に作業路網を作設して行われていますが、急傾斜地においては、林地保全への配慮の観点からワイヤーを用いて搬出を行う架線集材が推奨されています。一方で、対応できる技術者の不足や安全性・効率性の向上が課題となっています。

三陸北部森林管理署では、急傾斜地等において林地保全に配慮した森林施業を推進するため、令和 6(2024)年 9 月に簡易架線作業システムの現地検討会を開催しました。

本検討会には、令和 5(2023)年度にタワーヤードを導入した事業体の協力の下、林業事業体等 16 団体等から 99 名が参加し、簡易架線集材作業の実演見学や意見交換を行いました。

当日は、無線遠隔操作によって、少人数で行う集材作業が実演され、急傾斜地における簡易架線集材の有効性・安全性が確認できたほか、作業道の作設が不要となることから、林地荒廃を引き起こすリスクを低減できることが確認されました。参加者からは、具体的な作業員の配置の仕方など、多くの質問が寄せられ、関心の高さが伺えました。

引き続き、急傾斜地等の林地保全に有効な作業システムとして、簡易架線作業システム導入の推進に取り組んでいきます。

イ 林業事業体・林業経営体の育成

① 総合評価落札方式や複数年契約等の活用

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や複数年契約（２か年又は３か年）、事業成績評定制度の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組んでいます。間伐等の事業を複数年契約で実施することにより、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後５年間の国有林野事業における伐採計画量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等ごとに公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。あわせて、森林経営管理制度※の定着に向け、林業経営体の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営体の育成に取り組んでいます。

表－８ 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約 件数	契約面積 (ha)	集材材積 (千 m ³)	植栽面積 (ha)
令和２（２０２０）年度	24	3,096	187	3
令和３（２０２１）年度	19	1,858	142	49
令和４（２０２２）年度	26	3,736	255	53
令和５（２０２３）年度	28	4,032	253	152
令和６（２０２４）年度	26	2,867	229	77

② 樹木採取権制度の活用

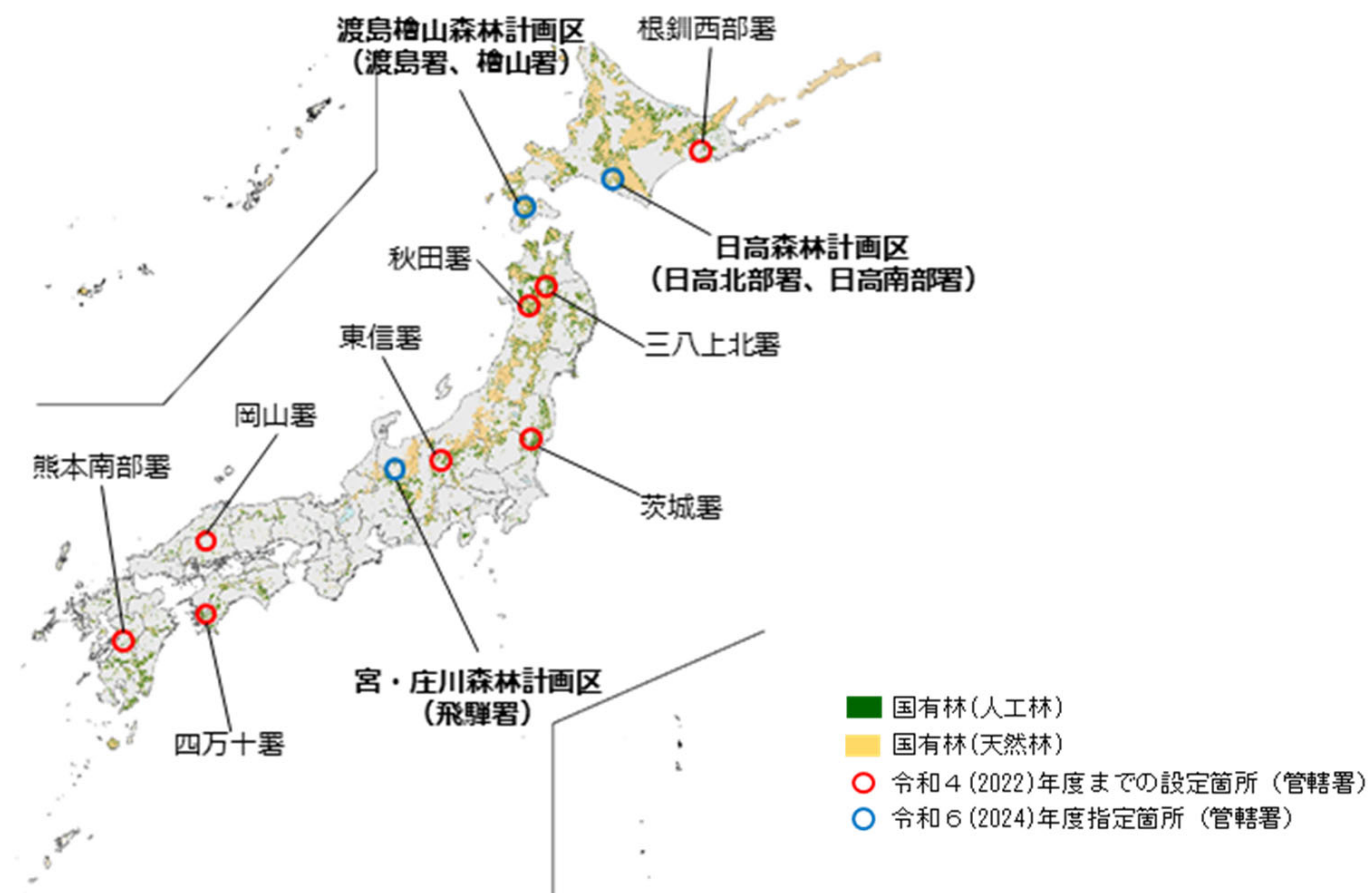
国有林野の一定区域において一定期間、安定的に事業量を確保することにより林業経営者の育成を図るため、樹木採取権制度^{*}の活用に取り組んでいます。令和 5 (2023) 年度までに、基本となる規模(区域面積 200～300ha 程度(皆伐相当)、権利存続期間 10 年程度)の樹木採取区を全国 10 か所^{*}で指定し、そのうち 8 か所について樹木採取権を設定しました。

樹木採取権を設定した箇所では、伐採等の事業が順次開始されており、皆伐については、1 伐採箇所の面積が 5 ha を超えないようにするとともに、保護樹帯を設定するなど国有林の伐採ルールに則り事業が行われています。また、伐採後は、国が樹木採取権者と造林請負契約を締結し、確実に再造林を実施しています。

新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」(令和 4 (2022) 年 12 月策定)に基づき、令和 5 (2023) 年に全国 9 森林計画区において新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)を行い、3 計画区において木材需要増加の確実性が高いことを確認したことから、令和 6 (2024) 年度に樹木採取区の指定を行い、採取権の設定に向けた手続きを進めています。

^{*} 2 か所は、申請がなかったため、所定の手続きを経て指定を解除した(令和 5 (2023) 年 4 月)。

図－４ 樹木採取権の設定及び新たな樹木採取区の指定箇所



表－９ 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区分	権利の設定状況		事業の実施状況			
	権利設定 件数(件)	区域面積 (ha)	採取箇所 面積(ha)		素材生産量 (m ³)	再造林 面積 (ha)
			主伐	間伐		
令和3 (2021)年度	6	1,473	－	－	－	－
令和4 (2022)年度	2	466	30	－	8,735	12
令和5 (2023)年度	－	－	105	18	34,767	49
令和6 (2024)年度	－	－	80	9	36,328	83
累計	8	1,940	215	27	79,830	143

注１：計の不一致は四捨五入によるもの。
 注２：区域面積は、設定当時のもので、皆伐面積相当。
 注３：採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取開始が年度後半に及ぶなどにより、再造林の実施年度が翌年度以降となる場合があるため。
 注４：令和４（２０２２）年度及び令和５（２０２３）年度の素材生産量の数値に誤りがあったため、令和４（２０２２）年度及び令和５（２０２３）年度の公表時の数値と異なる。

事例 10 樹木採取権制度による林業経営体の経営基盤の強化 (中部森林管理局 東信森林管理署)



(写真提供：長野森林組合)

- 長野県^{うへだ}上田市 ^{そえひやま}傍陽山国有林
- 樹木採取区内での苗木植栽の様子
(令和6(2024)年10月)

- 長野県^{ちくま}千曲市 ^{くわばら}桑原
- 樹木採取権を契機に導入した林業機械
(令和6(2024)年10月)

中部森林管理局では、令和3(2021)年に指定した東信森林管理署管内の樹木採取区(274ha)で、令和4(2022)年9月に長野森林組合と運用協定を締結し、令和5(2023)年1月より主伐や再造林を順次実施しています。

同組合では、この樹木採取区において、令和6(2024)年4月から令和11(2029)年3月までに2万m³の素材生産を計画しており、これまで以上に事業量を確保できる見込みが立ったことから、2名の技能職員を新規雇用するとともに、フォワーダと10tグラップル付きトラックを新たに導入するなど、実施体制の強化を図ることができました。

さらに、同組合職員の技術向上のための架線集材の技術習得にも力を入れており、樹木採取権制度の活用が既存事業の拡大や新事業の展開を進める契機となっています。

同署では、樹木採取権制度による森林施業が円滑に実施されるよう、引き続き、適切な制度運用に取り組んでいきます。

ウ 森林・林業行政に対する技術支援と技術者育成の取組

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士(フォレスター)*等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画*」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の取組が進む中で、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。

また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めています。

事例 11 市町村林務担当職員への出前講座の実施

(東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署)



- 秋田県雄勝郡羽後町 上桧山国有林
- 輪尺を用いた胸高直径測定
(令和 6(2024)年 6 月)



- 秋田県湯沢市 小安奥山国有林
- 丸太の品質に関する講義
(令和 6(2024)年 10 月)

森林経営管理制度の運用など森林・林業行政における市町村の役割が益々大きくなっています。

秋田森林管理署湯沢支署では、羽後町からの依頼を受けて、林務担当職員にとって必要となる森林・林業行政に関する知識の習得や技術の向上に貢献するため、同町職員を対象とした出前講座を実施しました。

講座については、町職員の負担も考慮して、令和 6(2024)年 5 月～12 月に月 1 回、半日程度を目安に開催し、立木調査や測量に関する講義、素材生産現場や木材市場の視察など、森林資源の調査から丸太の販売まで一連の流れを知ることができる内容としました。

受講者からは、「森林管理の実際の現場を体感でき、民有林行政を進めるに当たり大変参考になった」との声があり、同支署にとっても、受講者との意見交換等を通じて、市町村が抱える課題等を理解する機会となりました。

同支署では、出前講座の取組を管内の他市町村へも拡大することとしており、引き続き、地方公共団体と連携し、地域の課題解決に向けて取り組んでいきます。

事例 12 新規就業者育成研修へのフィールド提供

(九州森林管理局 佐賀森林管理署)



- ・ 佐賀県佐賀市 田ノ宇曽国有林
- ・ (左)チェーンソーによる伐倒作業(令和 6(2024)年 10 月)
- ・ (右)スイングヤーダの操作研修(令和 6(2024)年 10 月)

各森林管理局では、林業の担い手育成に向けて、多様でまとまった森林を有するという国有林野の特性を活かし、関係機関が行う各種研修に対し、フィールドの提供や研修講師の派遣をしています。

佐賀森林管理署では、佐賀県森林組合連合会が新たな林業の担い手育成を目的として実施している、就業 1 年目から 3 年目の林業作業士(フォレストワーカー)を対象にした集合研修に対し、平成 26(2014)年から国有林野を研修フィールドとして提供しています。

令和 6(2024)年は、同署の森林整備事業の実施箇所において、伐倒・玉切り等のチェーンソー操作技術やスイングヤーダを用いた集材方法等に関する現地研修が 3 日間実施されました。

引き続き、関係機関と連携しながら、研修フィールドの提供や研修講師の派遣等を通じて、林業の担い手育成に取り組んでいきます。

(3) 国民の森林^{もり}としての管理経営

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

森林管理局・署等では、開かれた「国民の森林^{もり}」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画[※]」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用し、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター[※]」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ウェブサイトの内容の充実や SNS を活用した情報発信等の新たな手法の活用等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。



国有林モニター

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kokuyurin_monita.html

事例 13 SNS を活用した森林・林業・木材産業の魅力発信 (北海道森林管理局)



- YouTube 公開動画のサムネイル (maffchannel)



- 北海道とまこまい苫小牧市 いとい系井国有林
- YouTube 公開用動画の撮影風景 (令和 6(2024)年 12 月)

北海道森林管理局では、森林・林業・木材産業や国有林野事業への理解醸成のため、令和 4(2022)年度より、職場内公募により若手職員を中心とした広報ワーキングチームを結成し、積極的な情報発信による広報活動を推進しています。

この一環として、令和 5(2023)年度には林業事業体とコラボして作成した林業 PR 動画「働く森人」シリーズを農林水産省公式 YouTube チャンネル(maffchannel)に 3 本公開しました。

また、令和 6(2024)年度には更なる動画の公開に加え、北海道森林管理局の公式 SNS アカウントを開設しました。情報発信は、一般の方にも親しみの持てる内容となるよう努めており、四季折々の国有林の風景写真には、好意的なコメントが寄せられています。

同局では、森林・林業・木材産業や国有林野事業の魅力発信のため、動画を含め SNS も活用しつつ、幅広い世代に向けた情報発信に取り組んでいきます。

「日本のお山森アゲ隊_木の測り方」

<https://www.youtube.com/watch?v=leLsVQV7IM4>

北海道森林管理局公式Instagram

https://www.instagram.com/hokkaido_national_forest/?hl=ja

北海道森林管理局公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61566928315156>



イ 森林環境教育の推進

森林管理局・署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じたプログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。令和6(2024)年度末現在、124 か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。



森林への招待状

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html

表－１０ 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	36	1,159	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等を実施
小学校	293	24,341	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	88	7,984	森林教室、下刈り・間伐等の体験林業、森林調査の体験等を実施
高校 大学	129	3,273	下刈り・間伐等の体験林業、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,280	20,538	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,826 (1,659)	57,295	

注１：令和６（２０２４）年度末現在の数値である。

２：（）は、異なる連携機関が合同で実施した場合に１回として計上。

事例 14 職員考案のカードゲームを活用した森林環境教育 (東北森林管理局 三陸中部森林管理署)



- ・岩手県大船渡市 ^{おおふなと} 三陸中部森林管理署 ^{さんりくちゅうぶ}
- ・「ZORING」を活用した森林環境教育
(令和 6(2024)年 9 月)

- ・「ZORING」カード

三陸中部森林管理署では、森林と人々の生活や環境との関係について理解を深めるため、小・中学生等に対し森林教室を実施しています。従来の講義形式では、一方的な形になりやすいため、生徒が森林や林業の成り立ちを遊びながら学べるよう、森林整備をテーマとしたカードゲーム「ZORING」(ゾーリン)を開発しました。

「ZORING」は、相手からの病虫害カードなどの妨害に対して、薬カードなどで対策しながら、森林づくりを進める対戦型ゲームで、子供から大人まで手軽に森林づくりの知識・理解を深めることができます。

同署では、地域イベントへの出展、カードゲームの特設サイトの開設等を通して普及活動を行っており、複数の教育機関や民間企業等から問い合わせが寄せられるなど、教材としての活用が広がっています。実際に森林環境教育で「ZORING」を体験した方からは、「森林づくりの手順や定期的な手入れが必要なことがわかった」などの感想がありました。

同署では、引き続き「ZORING」の活用をはじめ、森林環境教育を通じて、森林づくりに対する理解醸成に取り組んでいきます。

東北森林管理局 ZORING 特設サイト

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/sidou/fukyu/zoring.html>



事例 15 認定こども園での自然体験活動支援

(中部森林管理局 木曽森林ふれあい推進センター)



- ・長野県木曽町 木曽町立開田こども園
- ・目隠しで樹皮に触れる子供たち
(令和6(2024)年12月)

- ・長野県木曽町 木曽町立木曽こども園
- ・紙芝居の上演
(令和6(2024)年12月)

木曽森林ふれあい推進センターでは、幼児期の子供たちが森林に関心を抱くきっかけ作りや、指導者の森林環境教育への理解促進を目的として、園児を対象とした自然体験活動支援を実施しています。

令和6(2024)年度は、同センターが所在する木曽町内の4つの認定こども園を対象に、屋内外で様々な自然体験活動を実施しました。園庭に樹木のある園では、園児たちが樹木に目隠しで触れるなど五感を使って自然とふれあいました。また、園児数や年齢差を踏まえた保育士からのリクエストに応え、紙芝居の上演や工作、ネイチャーゲーム等を行いました。

様々なアクティビティを通して、園児たちは自然とのふれあいを楽しみながら、自然や森林の大切さを知ることができた様子でした。また、保育士の森林環境教育に関する理解も深められた様子で、保育士からは「幼児期から、森林等の自然環境に触れる機会をつくっていただきありがたい」といった感想をいただきました。

同センターでは、今後も園の要望を踏まえた森林教室を実施し、子供たちの森林環境教育支援に取り組んでいきます。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか、分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組んでいます。

① NPO 等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等と NPO 等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和 6 (2024) 年度末現在、111 か所で協定を締結し、令和 6 (2024) 年度は延べ約 1.3 万人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し(令和 6 (2024) 年度末現在 22 か所)、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

事例 16 「社会貢献の森」協定における海岸林植樹活動

(東北森林管理局 由利森林管理署)



- 秋田県由利本荘市 ^{ゆりほんじょう} 由利森林管理署
- 協定締結の様子
(令和6(2024)年6月)

- 秋田県由利本荘市 ^{みずばやし} 水林国有林
- クロマツを植樹する様子
(令和6(2024)年11月)

SDGs や ESG 投資※への関心が高まる中、国有林野事業では、企業の社会的責任(CSR)活動のためのフィールド提供を行っています。この一環として、由利森林管理署では、令和6(2024)年6月に地元の自動車開発企業である株式会社ジェイテクト IT 開発センター秋田と森林整備等の活動に関する「社会貢献の森」協定を締結しました。

同社は、協定に基づき、近年、松くい虫による森林被害が増加している由利本荘市内の海岸林において、植樹体験を通じた自然環境に対する社員等の理解向上や、植樹・保育等によるカーボンニュートラルの実現に向けた貢献に取り組むこととしています。

令和6(2024)年度は、同社の従業員や家族等26名が植樹活動に参加し、松くい虫被害の原因となるマツノザイセンチュウに抵抗性を持つ「抵抗性クロマツ」を100本植樹しました。同社からは、「今回の活動を通じて従業員の自然や環境に関する意識が高まった」といった感想が寄せられました。

同署では、今後もこれらの活動が円滑に進むよう同社への技術指導や助言を行うこととしており、引き続き、国有林野を活用した国民参加の森林づくり活動に取り組んでいきます。

表－１１ 国民参加の森林^{もり}づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積(ha)	活動の内容
ふれあいの森	111	3,754	ボランティア団体等による自主的な森林整備を目的とした森林 ^{もり} づくり活動。
社会貢献の森	147	2,794	企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林 ^{もり} づくり活動。
木の文化を支える森	22	1,655	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備・保全活動。
ゆうゆう 遊々の森	124	5,353	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動。
多様な活動の森	85	4,144	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動。
モデルプロジェクトの森	11	584	地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動。

注：令和6(2024)年度末現在の数値である。



協定締結による国民参加の森林^{もり}づくり

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

② 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が木を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約の延長を可能としています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和6（2024）年度までに3,002か所で売却し、一口（50万円）当たり、平均で約32万円の分収額になっています。

表－１２ 分収林の現況面積

（単位：ha）

区 分	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
分収造林	93,239	90,613	87,219
うち 法人の森林	1,023 (298 か所)	1,023 (298 か所)	1,024 (299 か所)
分収育林	9,439	8,877	8,200
うち 法人の森林	1,295 (165 か所)	1,278 (161 か所)	1,256 (156 か所)

注：各年度期末現在の数値である。